

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）5条1項の規定に基づく愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年6月18日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

現在、治療中の〇〇病院〇〇医師（以下「主治医」という。）より、十分に軽度知的障害に該当するもので、愛の手帳交付の非該当となる理由はないということを伝えられた。よって非該当となることは不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 1月 7日	諮問
平成31年 2月21日	審議（第30回第1部会）
平成31年 3月18日	審議（第31回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 要綱は、要綱1条において、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とするとし、要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあっては心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）及び被判定者が18歳以上である場合は要

綱別表4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条3項は、同条1項の規定により交付申請を却下するときは、心障センター所長を経由して愛の手帳交付申請却下通知書により行うものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」が、「4度（軽度）」と判定され、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるとき」が、「程度不明」に該当するとされており、最も重度である「1度（最重度）」から最も軽度である「4度（軽度）」までの度数及び「程度不明」のいずれにも該当しないと判定されたときが「非該当」に当たるとされている。

- (3) 要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

- (1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー検査による知能検査の結果、IQ81と判定されており、これは個別判定基準表における4度相当「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」を上回っており、非該当に相当すると記載されている。

イ 「知的能力」について

面接等において、「精神科」、「乗務員」、「上京」等日常的に使用する語句を漢字で書くことができた。さらに、「散在」、「自堕落」等の言葉を適切に用いて、自己について語ることができた。また、定時制高等学校4年のときに普通運転免許を取得した際、筆記試験は問題なく合格したこと、1人で銀行に行き、口座開設の手続を行ったなどの陳述もあった。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載されている。

ウ 「職業能力」について

面接等において、農産物生産所に正社員として就職した数か月後に精神的不調を来して辞職して以降、職を転々としたが、携帯電話販売店で就労していた時は、携帯電話を販売するための接客や、回線契約の手続等の業務は問題なくこなしていたと陳述していた。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載されている。

エ 「社会性」について

面接等において、携帯電話の販売員時代に知り合った客と現在も電話やメールで相談している、また、余暇として、適度な運動を図り、1人で公園に出向いて4～5キロメートルのウォーキングをしているとの陳述があった。さらに、過去に従事していたごみ収集の仕事に関して、市から民間業者に委託していると陳述しており、これらのことから社会的な契約関係を含め対人関係を理解しており、他者の援助なく社会生活が可能であると考えられる。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載されている。

オ 「意思疎通」について

面接等において、言葉遣いには違和感がなく、日常会話程度のやりとりを問題なく行うことができていた。職歴について、「紙に書かないと話せない」と、一つ一つ勤め先を書き出していたが、紙に書いた内容をもとに、時系列に沿って説明することができていた。また、精神症状や困っていることについて、自覚していることを言葉で説明することができた。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載されている。

カ 「身体的健康」について

面接等において、3歳頃テレビ台に頭部を打ち、3針縫合する治療を受けたが、その後の検査では異常がなかったと陳述していた。

なお、面接当時は精神科治療のため医療機関にかかっているとの陳述があったが、その他身体的な問題については陳述がなかった。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載されている。

キ 「日常行動」について

面接等において、7～8時に起床し、24時頃に就寝するまでの間、食事や散歩等で過ごしているとの陳述があり、生活リズムは整っている。

なお、請求人は、〇〇病院で発達障害の疑いを指摘され、また〇〇クリニックではASD（自閉スペクトラム症）及びADHD（注意欠陥多動性障害）の傾向があると診断されたと陳述するとともに、注意散漫、衝動性、整理整頓の不得手、方向感覚の欠如等、生活場面での困難さを訴えたが、これらは知的障害に起因するものではなく、発達障害の特性によるものであると考えられる。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載されている。

ク 「基本的生活」について

面接等における陳述によると、22歳頃から単身生活をしており、食事は外食が多いが火や刃物を用いた調理も可能であり、1人で用意して食べることが可能である。排泄、着脱衣、入浴は自立しており、身だしなみは自分で気をつけている。公共交通機関の利用が可能であり、道に迷ったときはスマートフォンで調べる、駅員や警察に聞く等の対応が可能であるとのことであった。また、金銭管理については、ストレスがあるときに衝動的に買い物をしてしまい、ガス料金の支払いが遅延することがあったが、貯金ができていた時期もあるとの陳述もあった。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載されている。

ケ 以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のすべてが「非該当」に相当すると記載されている。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「知的障害認められない」と、心理学的所見欄には「CA26」、「MA13:0」、「IQ81（鈴木ビネー改訂版）」と、社会診断所見欄には「知的障害に起因する日常生活上の支障は認められない。」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表における「1度（最重度）」ないし「4度（軽度）」及び「程度不明」のいずれにも当たらないことは明らかであるから、請求人の愛の手帳の度数判定は「非該当」とするのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張に対する検討

請求人は、本件審査請求書に「診断書（精神障害者保健福祉手帳用）」（主治医が請求人を診断し、平成30年7月20日付けで作成したものを）を添付しており、同診断書には、知的障害（精神遅滞）の程度

について「軽度」との記載があることから、このことをもって、本件処分が違法、不当である旨主張しているものと解される（上記第3）。

しかし、前述（1・(2)及び(3)）のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりである。また、請求人の主張の根拠となる診断書は、精神障害者保健福祉手帳（精神障害を持つ者に交付される手帳）用のものであり、愛の手帳（知的障害を持つ者に交付される手帳）とは異なる制度で用いられるものであることからすれば、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由として採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び別紙2（略）